

通所施設を利用する低所得の障害者の食費負担軽減に関する  
意見書（案）

厚生労働省は、通所施設を利用する低所得の障害者を対象とする食費に関して、平成30年度から全額自己負担とする検討案を示した。

通所施設利用者の食費に関しては、現在、食材料費のみを自己負担とする負担軽減措置が採られており、月22日の利用の場合、月額約5,000円程度の負担となっている。しかし、全額自己負担になれば、月額約14,000円となり、大幅な負担増になる。

また、平成18年に施行された障害者自立支援法は、応益負担の仕組みが憲法違反であるとして訴訟が提訴され、平成22年1月に、原告団と国との間で基本合意文書が交わされた。この基本合意文書の中で、国は、利用者負担における当面の措置として、障害者自立支援法廃止までの間、低所得の障害者等に対する障害福祉サービス等に係る利用者負担を無料とした。しかし、基本合意の趣旨に沿った措置は、いまだに採られていない。

現在でさえ、障害者の収入は低く、平成25年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」においても、知的障害者の平成24年中の収入額（生活保護費を除く）が年収200万円未満の人は、85%を超えている。それにもかかわらず、検討案の導入により低所得の障害者の負担を増やすことは、障害者の経済的自立を困難にし、社会参加や地域生活を妨げることになる。基本合意の趣旨に立ち返り、障害者支援策を後退させず拡充すべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、通所施設を利用する低所得の障害者の食費負担軽減を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

東京都議会議長 尾崎 大介

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

} 宛て